



# 運転記録証明書交付料助成制度の申請方法が 令和6年度より変わります！

◆問合せ先 業務部 交通・環境グループ TEL 03-3359-3618

東京都トラック協会が毎年実施しております「運転記録証明書交付料助成制度」につきまして、令和6年度より助成方法等を以下のとおり変更いたします。

## ～令和6年度からの主な変更点～

### ①助成金交付申請手順の変更

令和5年度までは、一般（個人）申請分、セーフティドライブ・コンテスト（団体）申請分のいずれにおいても、自動車安全運転センター東京都事務所に証明書交付申請等の申込み後、会員各社の助成金額上限まで自動的に助成されていましたが、令和6年度からは、会員事業者が自動車安全運転センター東京都事務所へ証明書交付申請等の申込みおよび交付料（コンテスト参加申請料）の支払いまで行っていた後、会員事業者から東ト協へ助成金の交付申請を行っていただきます。

※助成金申請方法および申請様式等の詳細については、4月1日以降に東ト協 HP に掲載する本助成事業案内ページにてご確認ください。

### ②一般（個人）申請用の東ト協助成専用申請書の廃止

一般（個人）申請用として配布していた助成専用の交付申請用紙について、助成金交付申請手順の変更にともない、令和5年度をもって廃止いたします。

令和6年度からの一般（個人）申請については、自動車安全運転センター東京都事務所が指定する交付申請用紙を使用して記録証明書交付申請を行ってください。

※セーフティドライブ・コンテスト（団体）申請専用の参加申請用紙については、令和6年度も東ト協ホームページから取得できます。（5月頃より東ト協 HP に掲載開始予定）

## ★変更内容比較表

### ①一般（個人）申請用

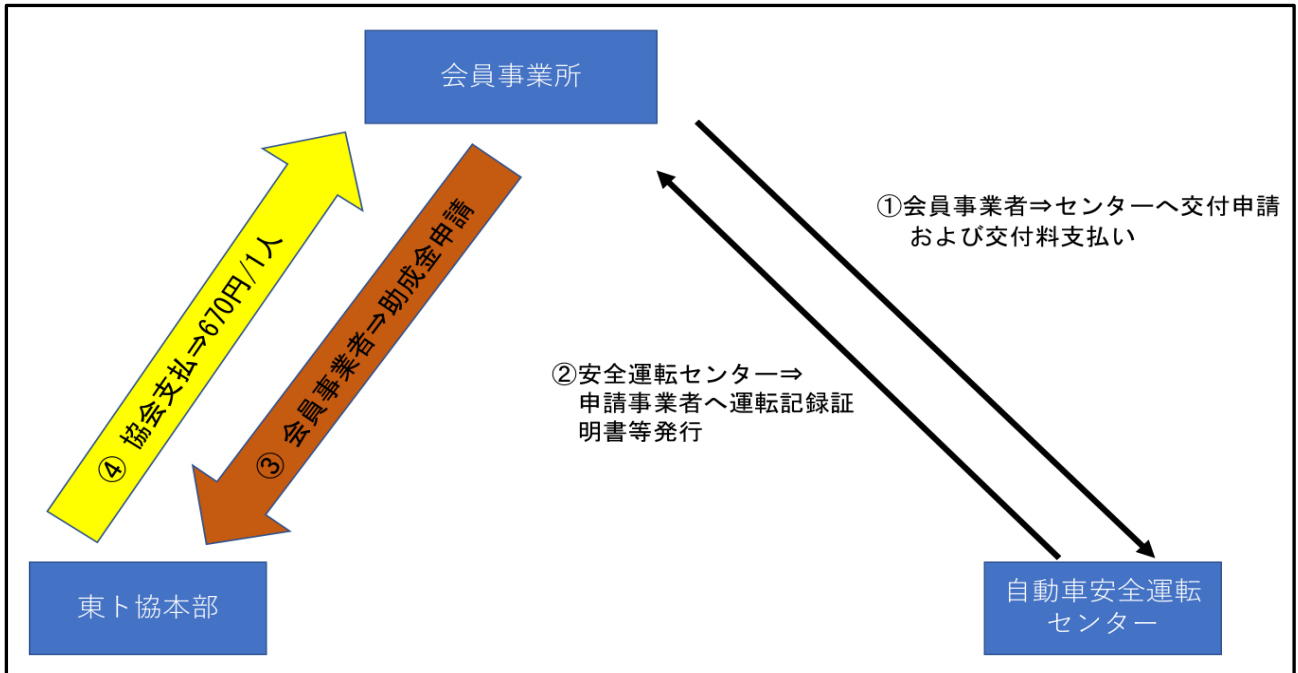
	令和5年度まで	令和6年度から
証明書交付申請用紙	東ト協助成専用様式	安全運転センター指定様式 (センターHP 等から取得)
安全運転センターへの 交付料の支払い	不要	必要
東ト協への助成金申請	不要	必要

### ②セーフティドライブ・コンテスト（団体）申請用

	令和5年度まで	令和6年度から
コンテスト参加申請用紙	東ト協会員専用様式 (東ト協 HP から取得)	東ト協会員専用様式 (東ト協 HP から取得)
安全運転センターへの 参加申請料の支払い	不要	必要
東ト協への助成金申請	不要	必要

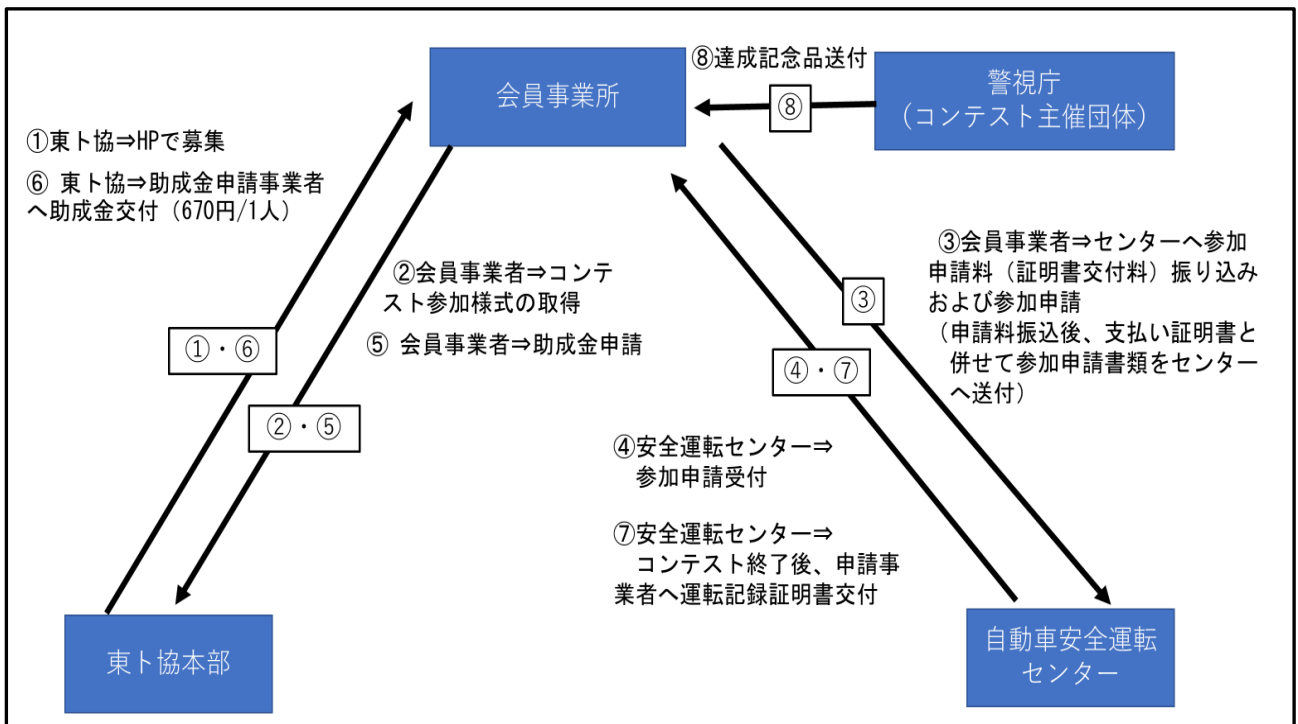
# ★証明書交付申請、コンテスト参加申請、助成金交付請求のフロー図

## ①一般(個人)申請



※交付申請方法および交付手数料の支払い方法については、自動車安全運転センター東京事務所へお問い合わせください。また、交付申請書類については、自動車安全運転センターホームページ等より取得してください。

## ②セーフティドライブ・コンテスト(団体)申請



※コンテスト参加申請を行う際は、コンテスト専用交付申請書および同委任状に加え、参加申請料(証明書交付手数料)を納入したことが分かる「領収書」等の提出が必要です。参加申請料の納入は必ず参加申請書送付前に完了してください。